



2020年4月14日

各位

会社名 株式会社 荏原製作所  
代表者名 代表執行役社長 浅見 正男  
(コード番号 6361 東証第1部)  
問合せ先 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦  
(電話 03-3743-6111)

### 業績連動型株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、4月13日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2020年5月12日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 25,600株
(3) 発行価額	1株につき2,198円
(4) 発行総額	56,268,800円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	評価期間である2018年1月1日から2019年12月31日までの全部又は一部において以下の地位に在任した者 非業務執行の取締役（※1）（執行役在任者を除く） 3名 600株 執行役（※2） 15名 12,800株 従業員のうち一定の地位（執行役在任者を除く） 30名 8,200株 当社子会社取締役の一部（従業員在任者を除く） 8名 3,200株 当社子会社従業員のうち当社の定める一定の地位 2名 800株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

※1 独立社外取締役を除きます。

※2 当社子会社の業務執行取締役兼務者を含みます。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は当社又は当社子会社の一定以上の役割等級の地位にある従業員（以下「対象役員等」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入すること並びに業績連動型株式報酬制度（Performance Share Unit 以下、「PSU」又は「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、4月13日開催の報酬委員会及び子会社の取締役会において、本制度に基づき、業績連動型株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象役員等に対する金銭報酬債権の額を決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要等】

対象役員等は、本制度に基づき当社及び当社子会社（以下、当社と当社子会社を併せて、「対象会社」と総称します。）から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画を評価期間とし、対象役員等の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を取締役会が予め定めた業績指標の中期経営計画が終了する事業年度における達成度に応じた範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を発行又は処分する業績連動型の株式報酬制度です。対象役員等への当社普通株式の交付は、下記(2)に記載している評価期間中に在籍した対象役員等に対して行われるものです。そのため、評価期間中及び2019年12月31日以降に退任・退職済みの対象役員役等であっても在任中の業績に応じた株数を交付いたします。

業績連動型株式報酬として支給する当社普通株式の1株当たりの払込金額については、当該普通株式に係る第三者割当てを決議する当社取締役会開催の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均と当社取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）のいずれか高い方を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象役員等に特に有利にならない範囲内で当社取締役会において決定します。また、評価期間中に当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合には、業績連動型株式報酬に係る上限株数、1個あたりの当社株式数は、当該併合又は分割の比率に応じて調整されるものとします。

#### (2) 業績連動型株式報酬制度の評価期間

今回の評価期間は、中期経営計画E-Plan2019の計画対象期間のうち2018年度及び2019年度（2018年1月～2019年12月）までの2事業年度です。

#### (3) 本制度に基づき対象役員等に交付される当社株式数及び金銭支給額

当社は、以下①及び②の計算式に基づき、対象役員等に交付する当社株式数を算定し（ただし、100株未満株式が生じる場合、100株未満株式は切り捨てるものとします。）、③の計算式に基づき、対象役員等に支給する金銭の額を算定します。

今回は、基準個数を評価開始時点である2018年1月における対象役員等が所属する会社の役位によって設定し、支給率を中期経営計画E-Plan2019の最終年度である2019年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算定します。なお、当社の2019年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）は6.5%であり、②の計算式より算出される支給率は62.5%となります。

また、当社の執行役に対して支給する当社普通株式の総数は49,200株を上限とし、支給する金銭の総額は126百万円を上限とします。株式によるPSUの支給に際して付与する金銭報酬債権及び金銭を合算した額の上限は、総額309百万円とします。

①株式によるPSUの個別支給個数＝基準個数×支給率×60%（1個＝当社普通株式100株とします。）

②支給率（%）（注）1＝連結投下資本利益率（ROIC）（注）2×25－100

（注）1 小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0%（不支給）とし、100%を超える場合には100%とします。

（注）2 連結投下資本利益率（ROIC）＝親会社株主に帰属する当期純利益÷{有利子負債（期首期末平均）＋自己資本（期首期末平均）}×100

③金銭によるPSUの個別支給金額＝基準個数×支給率×40%×当社普通株式の株価（注）3

（100円未満を切り捨てとします。）

（注）3 2020年4月において株式によるPSUに係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取

## 締役会開催月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本制度の払込金額の算定は、交付株式数を「3. 本制度の内容」に基づき算出しており、株価については、恣意性を排除した価格とするため2020年4月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である2,198円としております。

この価格は、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヵ月（2020年3月11日から2020年4月10日まで）終値単純平均値である2,022円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率8.70%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3ヵ月（2020年1月14日から2020年4月10日まで）終値単純平均値である2,645円からの乖離率△16.90%、及び6ヵ月（2019年10月11日から2020年4月10日まで）終値単純平均値である2,966円からの乖離率△25.89%となっております。なお、本新株式発行は、退職者4名を含むことから第三者割当に該当します。

上記払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当対象者に特に有利な金額に該当しないものと判断しました。

以 上